

社会福祉法人 おおなん福祉会 行動計画(第4回)

職員が仕事と家庭生活の両立がしやすいように、職員全体を含めた働き方の見直しを行う。

1. 計画期間 : 令和2年4月1日～令和5年3月31日までの3年間
2. 内容

労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標1：男性の子育て目的の休暇の取得促進

【対策】

- ・ 令和2年 4月～ 法人内検討委員会を設置（対象者、内容、時間等について協議）
- ・ 令和2年 6月～ 法人内でのヒアリングを実施し、取得ニーズを把握する
- ・ 令和2年10月～ 現状を踏まえ休暇取得について、現状の休暇制度の取得及び新たな休暇制度の導入に向けて検討委員会にて協議を行う。
- ・ 令和3年 1月～ 検討委員会での意見について法人内でヒアリングを実施
- ・ 令和3年 3月～ ヒアリングを参考に休暇の取得促進、新たな休暇制度について検討する。
- ・ 令和3年 4月～ 休暇取得促進の取り組みについて職員に周知する。
- ・ 令和3年 6月～ 規定の変更が必要な場合理事会の承認を受ける。変更内容を職員に周知。
- ・ 令和4年 3月～ 休暇取得について状況把握を行い、次年度以降の取得について検討を行う。

目標2：所定外労働の削減のための措置の実施

【対策】

- ・ 令和2年 4月～ 法人内検討委員会を開催し現状について協議する。
- ・ 令和2年 6月～ 法人内でのヒアリングを実施し、時間外労働の実態等を把握する
- ・ 令和2年 9月～ 現状及びニーズを踏まえたうえで、時間外労働の削減を図るための検討会議を開催し、継続あるいは削減の方法等について検討する。
- ・ 令和3年 1月～ 検討会での意見等を集約した上で、今後の取組について協議する。また、同時に管理監督者の意識統一を図るための研修等を実施する。
- ・ 令和3年 4月～ 時間外労働の数値について前年対比等の調査を実施する。また、職員に対しての意識調査を行い、改善点を探る。

目標3：年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

【対策】

- ・ 令和2年 4月～ 法人内検討委員会を開催し現状について協議する。
- ・ 令和2年 6月～ 法人内でのヒアリングを実施し、年休取得状況及び取得ニーズを把握する
- ・ 令和2年 8月～ 現状及びニーズを踏まえたうえで、年次有給休暇の取得率を向上させるための検討会議を開催し、年休を平均10日以上取得することを目標年、休暇制度（誕生日休暇、記念日休暇等）及び計画的付与等の導入について再検討する。
- ・ 令和3年 1月～ 検討会での意見等を集約した上で休暇制度等の内容を確立し、必要に応じ法人内規則等を変更し、理事会の承認を受けた上で実施に移る。また、同時に管理監督者の意識統一を図るための研修等を実施する。
- ・ 令和3年 4月～ 年次有給休暇の取得率について前年対比等の調査を実施する。また、制度利用についての意識調査を行い、改善点を探る。